

保護者各位

鎌ヶ谷市長 清水 聖士
(公 印 省 略)

**国の緊急事態宣言の実施期間が延長された場合の
保育所等の臨時休園について**

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和2年4月8日付け鎌幼保第104号「新型コロナウイルス感染症に係る登園自粛のお願い」により、自宅での保育にご協力をお願いしておりましたが、4月10日に市内で1例目となる感染者の発生確認後も感染者は増加し、感染経路の不明な方も多くなっております。

現在、国では緊急事態宣言の実施期間の延長が検討されており、保育所等においては家庭での保育のご協力により、受け入れ縮小を行いながら保育をしておりましたが、家庭に比べて感染リスクが高いこと、万が一、感染者が発生した場合には、園に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあることから、児童および保護者並びに保育所等職員の安全を第一に考え、**同期間が延長された場合下記のとおり市内公立、民間保育所及び小規模保育事業所を臨時休園**することといたします。

ただし、医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方等については、引き続き各施設で保育を実施いたしますので、保護者の皆様には、ご不便をおかけしますが臨時休園にご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休園期間

令和2年5月7日（木）から国の緊急事態宣言が解除されるまで

2 臨時休園中の施設の利用について

事情により家庭での保育が困難な場合、別紙「臨時休園に伴う保育利用申込書」を事前もしくは利用を申し込まれる際に、各施設へ提出ください。

3 3歳未満児の保育料および3歳以上児の副食費の減免について

臨時休園期間中の3歳未満児の保育料および公立保育園の3歳以上児の副食費は、日割り計算により減免いたします。

民間保育所等における3歳以上児の副食費の減免につきましては、ご利用されている施設にお尋ね下さい。

うらに続きます

4 緊急事態宣言解除後の保育について

同宣言の解除後については、臨時休園を終了することとなりますが、感染の縮小が確認できるまでの当面の間、引き続き登園自粛を要請させていただくこととしておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：鎌ヶ谷市幼児保育課 幼児保育支援係
047-445-1363